

富良野市立小中学校の適正規模及び 適正配置に関する改正指針

(平成 29 年 11 月 23 日策定)

富良野市教育委員会

目 次

はじめに

- 1. 適正規模及び適正配置に関する指針について 1
- 2. 適正配置計画について 1

第1章 富良野市がめざす学校教育の姿

- 1. 学校教育の基本的な考え方について 2
- 2. 地域との協働関係を生かした学校づくり 2
- 3. 魅力あるカリキュラムの導入 3
- 4. いじめZERO運動 3
- 5. 富良野市学校教育の推進計画 5

第2章 教育環境の現状

- 1. 学校規模の適正化が課題となる背景と近年の学校再編 6
- 2. 富良野市の小中学校の現状と課題
 - 1) 学校数及び児童生徒数の推移 6
 - 2) 児童生徒数の将来推計 8
 - 3) 学校施設の耐震化の現状 9
 - 4) 学校規模の現状と課題 9
 - 5) 通学区域の状況 10
 - 6) 通学距離 11

第3章 学校の小規模化が教育環境に及ぼす影響 13

第4章 教育環境の充実に向けて

- 1. 教育環境の充実 14
- 2. 地域コミュニティの核 14

第5章 適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方

- 1. 富良野市における小規模校の適正規模
 - 1) 小中学校の適正規模について基本的な考え方
 - (1) 望ましい学級数の考え方 15
 - (2) 1学級当たりの児童生徒数について 15
 - (3) 学校全体の児童生徒数 15
 - 2) 学校規模の基準を下回る場合の対応の目安
 - (1) 小学校 16
 - (2) 中学校 17
- 2. 富良野市立小中学校の適正配置
 - 1) 通学条件による適正配置 18
 - 2) 小中学校の適正配置の進め方
 - (1) 小中学校の適正配置の指針 19
 - (2) 通学支援 19

はじめに

1. 適正規模及び適正配置に関する指針について

平成21年2月に策定した「富良野市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する指針」について、平成27年1月に文部科学省から示された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考に改正指針として整理しました。

この改正指針は、今後の児童生徒数の減少と学校の小規模化が進む富良野市の小中学校の適正配置及び適正規模を明確にし、児童生徒にとってより良い教育環境を整備し、教育内容を保障していく取り組みの基本となるものです。

また、この改正指針は、今後の社会情勢の変化や教育制度の改正などに合わせて必要に応じ、隨時、見直しを行ってまいります。

2. 適正配置計画について

平成21年2月に示した「富良野市立小中学校適正配置計画」を平成29年度までの第1期とし、平成30年度から平成39年度までの10年間を第2期として定め、富良野市の小中学校の適正配置の検討を行います。

また、地区別の具体的な適正配置の実施は、個別の適正配置実施計画を策定して進めるものとします。

第1章 富良野市がめざす学校教育の姿

教育の原点は家庭にあり、家庭が教育の出発点であります。子どもが基本的な生活習慣、善惡の判断などの倫理観、道徳心、社会的なマナーなどを身につけることや、学力の向上を図る上で家庭教育は極めて重要です。

今後とも、知育・德育・体育の基礎となる食育の推進と調和のとれた児童生徒の着実な育成を基本に捉え、それを支える学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携を図り、子ども達の無限の可能性を伸ばす学校教育の充実に努めます。

1. 学校教育の基本的な考え方について

富良野市の学校教育は、「富良野市第2次学校教育中期計画」（平成25年度～平成29年度）において、学校教育の基本理念とめざす姿が示され、「すべては子どもたちのために」を合言葉として、教育実践を進めきました。

教育は人づくりであり、子ども達一人ひとりの個性と能力を伸ばし人間性を高め人格の完成をめざすものです。

平成30年度からの新たな「第3次学校教育中期計画」が策定されますが、学校教育の基本的な考え方は変わることなく、ZERO運動の視点を基軸に、学びの大地にしっかりと根ざした3本の木をさらに大きく育てることをめざして取り組み、社会の変化、次代のニーズに対応し、ふるさと富良野に心が向く教育を推進いたします。

2. 地域との協働関係を生かした学校づくり

平成11年度から学社融合推進事業を平成20年度からは学校支援地域本部事業を、地域住民等の参画により積極的に導入してきました。

今後、地域とともにある学校づくりをめざすために、学校と保護者、地域住民が力を合わせて子どもたちを育む教育環境づくりに向けて、平成29年度からは市内小学校及び小中併置校でコミュニティ・スクール（CS）を導入し、その後、中学校においてもCSの導入を進めます。

CSは、保護者や地域住民が学校運営に参画することを通じて、教職員と地域の人々が目標や課題を共有し、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを的確かつ機動的に反映させることを可能とするものであり、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりにつながるものでです。

C S の導入後は、従来の学社融合推進事業及び学校支援地域本部事業、放課後子ども教室などの個別の取組みを有機的に結び付け、学校・地域社会それぞれの特性を生かした「連携」と、共通の目標に向かって相互に意見を交わしつつそれぞれの資源を最適に組み合わせて達成を目指す「協働」の双方の、地域における基盤となる体制作りとして『地域学校協働本部』を組織する予定です。

また、平成27年度に富良野緑峰高校、富良野西中学校、富良野小学校が北海道教育委員会の指定を受け、ふるさと富良野に心が向く小中校一貫キャリア教育実践モデル校として取組んでいる「ふるさとキャリア教育」の推進を、今後、市内全小中学校で取り組んでまいります。

さらに、東京大学北海道演習林の教育的活用に向け、森林学習プログラムを推進し、本市の恵まれた森林資源の活用を図り、森林環境教育に取り組むとともに、今まで取り組んできた演劇活動や子ども未来づくりフォーラム、コミュニケーション能力を高める教育、子どもの発達段階に応じた食育など、地域の特色や学校の校風、伝統を生かした学校教育の充実に努めます。

3. 魅力あるカリキュラムの導入

子どもの発達の早期化や中1ギャップへの効果的な対応、学習内容の高度化への対応、学校の社会性育成機能の強化といった観点から、「小中一貫教育」の導入が有効と考えられ、特に地域の児童生徒数が少ない学校にあっては、小・中学校段階を一体的に捉えて一定の児童生徒数を確保することにより、学校行事の活性化や多様な学習集団の編成、異年齢交流の機会の大幅な拡大などが可能となり、小規模校の課題である社会性の育成や切磋琢磨する環境の整備、多様な考え方に対する機会の確保に大きな効果が期待できます。

また、保幼小等の連携・接続、中・高連携に取り組むことは重要な課題であり、地域の魅力づくりや将来的な発展につなげる観点からは、地域の高校との連携強化を図り、小中高全体で特色あるカリキュラムを導入することも必要です。

4. いじめZERO運動

いじめは子どもの心と体に大きな影響を及ぼすだけでなく、教育の根幹にかかわる重大な問題であり、「いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こる」という危機感をもって、早期発見・早期対応に努めることが大切です。

いじめの根絶に向けて、「いじめZERO推進条例」を基に、学校・家庭・地域社会がいじめのサインを見逃すことなく、早期に発見して対応しなければなりません。

このため、学校では、全教職員が情報を共有し、全校集会をはじめ学級指導、教育相談、道徳教育、命の大切さの指導、学習などを通した基本的な判断行動、他人を思いやる心や規範意識などを育む教育の充実を図るとともに、教職員と児童生徒がしっかりと向き合い心の問題をケアできる校内体制の確立に努め、いじめZEROに向けて取り組みを進めます。

5. 富良野市学校教育の推進計画

富良野市第2次学校教育中期計画より

富良野市民憲章

- 1 明るく 健康で働くまち富良野
- 2 あたたかく みんなの幸せを願うまち富良野
- 3 大きく 未来に生きる知性のまち富良野



北海道教育の理念

- 1 自然豊かな北の大地で、自立の精神にあふれ、夢や希望の実現に挑戦し、これから社会を担う人を育む（自立）
- 2 心豊かに共に支え合い、ふるさとを愛する人を育む（共生）

上川管内教育推進の重点

- ・確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた育成
- ・学校、地域、家庭の連携による上川らしい教育の推進

富良野市教育目標

- 〈健康〉郷土の生活を改善し、進んで健康の保持増進に努める。
- 〈経済〉たくましい開拓精神と創意工夫により郷土産業の発展を図る。
- 〈文化〉郷土の歴史と伝統を正しく理解・継承し、北国にふさわしい生活文化の創造に努める。
- 〈社会〉社会の近代性を正しく把握し、住みよい都市づくりに努める。

〈基本理念〉自立と共生の未来を拓く
心豊かでたくましい人を育む

〈めざす姿〉ふるさとの恵みと文化を愛し
心をかよいあわせながら
豊かな学びを育む富良野の学校教育の推進

〈推進の重点〉

主体的な学びを育てるZERO運動

知育の木

- 1 確かな学力の向上を目指す創意ある教育課程
- 2 基礎基本の確実な定着を図る学習指導
- 3 探究活動の充実を目指した総合的な学習の時間
- 4 グローバル化した社会に対応する国際理解教育
- 5 富良野の地域環境を生かした環境教育
- 6 一人一人のニーズに応える特別支援教育

自主自律の心を育てるZERO運動

情意の木

- 1 豊かな心を育てる道徳教育
- 2 主体性を育てる特別活動
- 3 自らを律する心を育てる生徒指導
- 4 より良い生き方を目指すキャリア教育

恵まれた環境と食で育てるZERO運動

健康の木

- 1 生命を尊重し 健康を守る健康教育
- 2 望ましい食習慣の形成を目指す食育
- 3 たくましい体と心をつくる体育指導
- 4 安心・安全な生活を守る安全教育

原点を見つめ未来への輪を広げるZERO運動

学びの大地

- 1 地域からの搖るぎない信頼を得る学校経営
- 2 地域の特性を生かすへき地・複式教育
- 3 総合的な力量を高める教師力の向上

第2章 教育環境の現状

1. 学校規模の適正化が課題となる背景と近年の学校再編

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。

このため、国では昭和31年に中央教育審議会の答申を踏まえて、事務次官通達を発出した後、昭和32年に『学校統合の手引』を作成し、翌33年には小・中学校の学校規模（学級数）の標準を定めるなどして、地域の実情に応じた学校規模の適正化を推進してきました。

本市においては、平成15年に小中学校の配置の現状と課題、今後の入学生の推移を示した「富良野市小中学校再編方策」を策定しました。この方策を踏まえ、平成16年4月に学校再編と規模の適正化の方向性を示し、平成17年度からの3ヶ年間を実施計画とし、学校・保護者・地域関係者との協議を重ねた結果、小学校3校が閉校し、統合校1校が開校しました。

その後、平成21年2月に、子ども達が一定水準の教育を受けられる環境づくりをめざし、少子化による学校の変化に対応できる議論が進められるよう、「富良野市立小中学校適正規模及び適正配置に関する指針」を策定しました。

平成22年度には、富良野市PTA連合会から、「今後の市内小中学校の教育環境整備の在り方について」の意見書が出され、適正配置に関する指針の一部を修正しました。

さらに、平成23年度から麓郷小学校、麓郷中学校、布礼別小中学校の関係者で、今後の東部地区における学校配置をそれぞれ協議した結果、麓郷小学校と麓郷中学校は平成25年4月1日を以て併置校となり、布礼別小中学校は平成26年3月31日で布礼別中学校を閉校し、布礼別小学校は単置校となり、布礼別中学校は4月から富良野東中学校へ統合となりました。

2. 富良野市の小中学校の現状と課題

1) 学校数及び児童生徒数の推移

昭和40年の学校数は小学校17校、中学校9校であり児童生徒数は小学校が4,092人、中学校が2,767人で計6,859人となり学級数は小学校132学級、中学校72学級でした。

その後、本市の人口減少に伴い児童生徒数も減少となり、平成29年

4月末の総人口は22,382人で最多時の昭和40年（36,627人）の約61.1%になり、児童生徒数は、最多時の昭和40年（6,859人）の約1/4以下となっています。

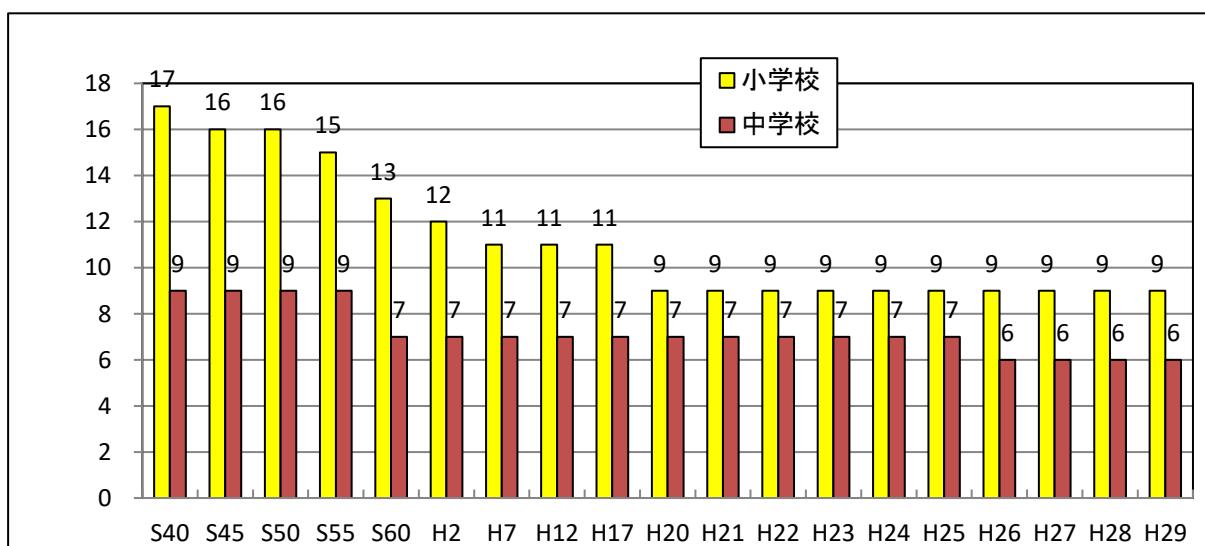
平成29年5月1日現在の富良野市の学校数及び児童生徒数は小学校9校、中学校6校（内併置校2校）の計15校で、普通学級は小学校52学級、中学校は27学級の計79学級、児童生徒数は、小学校1,057人、中学校604人で計1,661人となっています。

【小中学校数・児童生徒数・学級数の推移】

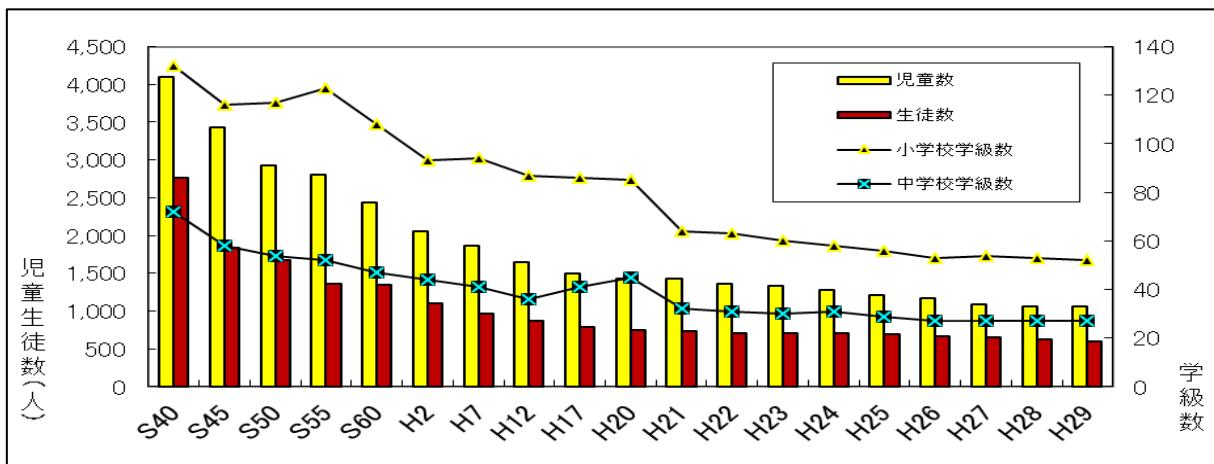
年度	小学校			中学校			小中合計		
	学校数 (校)	児童数 (人)	学級数 (学級)	学校数 (校)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	学校数 (校)	児童生徒 数(人)	学級数 (学級)
S40	17	4,092	132	9	2,767	72	26	6,859	204
45	16	3,438	116	9	1,833	58	25	5,271	174
50	16	2,934	117	9	1,669	54	25	4,603	171
55	15	2,810	123	9	1,361	52	24	4,171	175
60	13	2,440	108	7	1,349	47	20	3,789	155
H 2	12	2,057	93	7	1,099	44	19	3,156	137
7	11	1,867	94	7	963	41	18	2,830	135
12	11	1,652	87	7	877	36	18	2,529	123
17	11	1,500	86	7	786	41	18	2,286	127
20	9	1,425	85	7	749	45	16	2,174	130
21	9	1,426	64	7	737	32	16	2,163	96
22	9	1,361	63	7	713	31	16	2,074	94
23	9	1,333	60	7	708	30	16	2,041	90
24	9	1,275	58	7	702	31	16	1,977	89
25	9	1,217	56	7	690	29	16	1,907	85
26	9	1,165	53	6	663	27	15	1,828	80
27	9	1,095	54	6	657	27	15	1,752	81
28	9	1,058	53	6	627	27	15	1,685	80
29	9	1,057	52	6	604	27	15	1,661	79

※昭和40年度は富良野町と山部町の合計

【小中学校数の推移】



【小中学校の児童生徒数と学級数の推移】



2) 児童生徒数の将来推計

日本の合計特殊出生率は低水準で推移しており、2050年（平成62年）には人口が1億人を割り込み、約9,700万人になるとの推計もあり、これに伴って人口の地域的な偏在が加速することが予測されています。

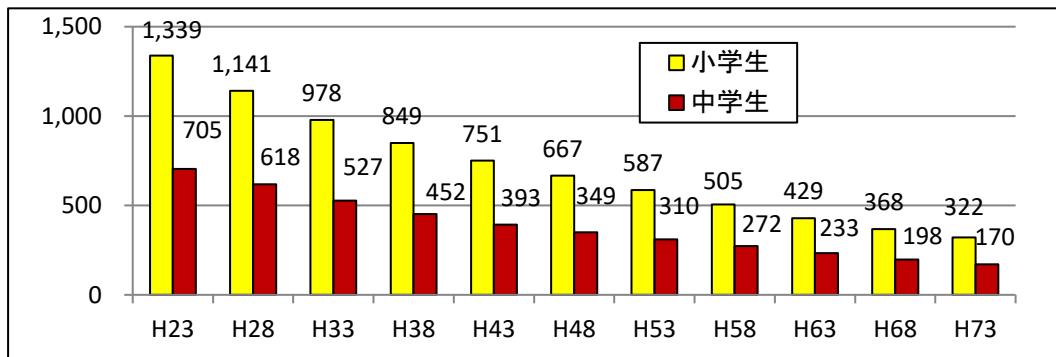
また、年少（0～14歳）人口についても、1980年代初めの2,700万人規模から減少を続けており、2015年（平成27年）に1,500万人台に減少し、2046年（平成58年）には1,000万人台を割り込み、2060年（平成72年）にはおよそ791万人になることが推計されています。

富良野市の総人口は、昭和40年、合併前の富良野町と山部町の合計36,627人をピークに減少傾向にあり、平成27年国勢調査では22,936人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成52年には17,553人、平成72年には12,603人となることが予想されています。

また、島根県中山間地域研究センター研究統括監 藤山浩氏により平成28年9月に示された本市の小中学生人口の将来予測によると、20年後の平成48年には小中学生は1,016人となり、現在の約半減となることが予測されています。

さらに、住民基本台帳によるデータからも平成35年までの小中学生数の推移は減少が続くことがわかります。

【小・中学生人口の将来予測】



【住民基本台帳による児童生徒数の推移】

※平成29年5月1日の住民基本台帳を基に算出

小学校名	H29		H30		H31		H32		H33		H34		H35	
	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学
富良野小学校	477	84	476	62	464	82	442	64	414	48	415	75	383	52
扇山小学校	196	41	199	45	211	40	237	45	228	28	231	32	225	35
東小学校	243	43	226	28	232	36	206	28	190	25	189	29	172	26
麓郷小学校	20	3	25	6	24	4	27	4	28	4	24	3	24	3
布部小学校	10	3	13	5	17	4	20	6	21	2	25	5	24	2
鳥沼小学校	32	4	34	7	22	1	23	3	19	1	19	3	15	0
布礼別小学校	13	4	15	3	15	1	13	1	13	3	12	0	9	1
樹海小学校	28	4	27	5	22	2	22	4	23	6	23	2	23	4
山部小学校	38	12	39	9	40	5	49	14	49	6	53	7	45	4
計	1,057	198	1,054	170	1,047	175	1,039	169	985	123	991	156	920	127

中学校名	H29		H30		H31		H32		H33		H34		H35	
	総数	入学												
富良野東中学校	285	80	275	93	245	72	243	78	236	86	227	63	241	92
富良野西中学校	251	88	215	63	245	94	243	86	256	76	236	74	234	84
麓郷中学校	7	2	6	1	8	5	7	1	9	3	11	7	13	3
布部中学校	9	4	9	2	6	0	5	3	4	1	5	1	5	3
樹海中学校	20	6	17	6	19	7	17	4	16	5	11	2	11	4
山部中学校	32	13	25	8	25	4	17	5	15	6	14	3	21	12
計	604	193	547	173	548	182	532	177	536	177	504	150	525	198
小中合計	1,661	391	1,601	343	1,595	357	1,571	346	1,521	300	1,495	306	1,445	325

3) 学校施設の耐震化の現状

昭和56年以前の旧耐震基準により建築された校舎及び屋内運動場を有する学校は、現在、山部中学校（校舎は昭和53年、屋体は昭和54年の建設）と樹海中学校（校舎は昭和56年、屋体は昭和55年の建設）の2校となっています。

両校の今後の在り方については、現在、各PTAが中心となり生徒数が減となり、複式学級が発生する可能性がある平成32年度以降の方向性を出すように地域協議を進めているところです。

4) 学校規模の現状と課題

法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされていますが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっています。

平成29年度の市内の学校規模は、小学校9校（内併置校2校）のうち、市街地区3小学校が普通学級7学級以上を有しており、他の小学校では普通学級4学級以下であり、それぞれ複式学級を有している学年が生じています。

また、学校教育法施行規則第41条に基づく標準的な学校規模の普通学級12学級を有するのは1校（富良野小学校、児童数477人）のみとなっています。

中学校6校（小中併置校2校含む）のうち、4校は郊外農村地区に

位置し、複式学級を有している学校は2校となっています。

近年、特別支援教育を必要とする児童生徒が増えており、各学校においては状態に応じた特別支援学級（知的、情緒、言語、難聴、肢体、病弱）を設置しています。

【学校規模の現状】

No.	小学校名	学 級 数 (H29. 5. 1現在)						普通学級 合計	特別支 援学級
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		
1	富良野小	3	2	2	3	3	2	15	9
2	扇山小	2	1	1	1	1	2	8	4
3	東小	2	1	1	2	1	2	9	7
4	麓郷小	1	1	1		1		4	1
5	鳥沼小	1		1		1		3	4
6	布部小	1		1		—	1	3	2
7	布礼別小	1		1		1	—	3	2
8	山部小	1	1	1		1		4	3
9	樹海小	1		1		1		3	2
No.	中学校名	1年	2年	3年	普通学級 合計	特別支 援学級			
1	富良野東中	3	3	3	9	5			
2	富良野西中	3	2	3	8	3			
3	麓郷中	1		1	2	—			
4	布部中	1		1	2	3			
5	山部中	1	1	1	3	1			
6	樹海中	1	1	1	3	2			

5) 通学区域の状況

富良野市立小中学校通学区域規則に基づき各学校の通学区域を定めていますが、相当の理由により通学区域ではない他の通学区域の学校への通学を希望する場合があります。教育委員会では、区域外通学許可申請審査基準を定め、区域外通学許可申請があった場合は審査会を開催し、申請理由が基準に合致しているか等を見極めながら審査し、止むを得ない場合に限り区域外通学を認めています。なお、区域外通学時の児童生徒の安全確保は保護者の責任の下に行われています。

ただし、次の理由による区域外通学は認められていません。

- ①学校施設・設備への不満
- ②転校先への不安、在籍学校・友人への愛着
- ③教育方針に対する不満

【区域外通学許可申請審査基準】

1. 身体的理由
①病弱・虚弱・肢体不自由等で、指定校への就学が困難な場合
2. 居住に関する理由
①児童生徒の転居が確実のため、前もってその転居先の学校に通学する場合 ②止むを得ない事情により住民登録地と居住地が異なり、居住地の学校へ就学する場合（新築等で住民票のみの異動を含む）
3. 家庭に関する理由
①保護者が仕事等で不在のため、児童が短期間もしくは下校時の一定時間において、通学すべき学校区以外の住所の学童保育センター、親類・知人宅等に預けられる場合（原則小学校3年生まで） ②生活基盤が他校の校区に属する場合 ③兄弟姉妹がすでに諸事情により区域外通学をしている場合
4. 教育的理由
①卒業学年（小学校6年生及び中学校3年生）児童生徒の転居の場合 ②①以外の学年における転居で、学期途中の場合
5. 教育上特に必要と認める場合（保護者申立に基づく） 許可にあっては、別途学校長の意見を要する
①交友関係の重視（いじめ問題等、児童生徒のメンタルへの配慮） ②集団教育への配慮（小規模校から大規模校への選択） ③不登校児の再チャレンジ（大規模校から小規模校への選択） ④通学の利便性 ⑤その他（特殊な事情）

6) 通学距離

国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めています。

（注）義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号。ただし、この条件に必ずしも適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認める場合には同様に国庫負担の対象としている。（同条第3項）

本市では、この基準を準用し通学区域を定めています。また、小学校では4km以上及び学校統廃合を実施した地区的児童がバスを利用する場合、バス定期券代の50%から100%の補助を、中学校では6km以上の校区の生徒及び統廃合した地区的生徒がバスを利用する場合、バス定期券代の50%から100%の補助をしています。

交通機関の活用により通学時間が長くなったり、毎日の徒歩の時間が減少したりすることに伴い、体力の低下や家庭学習の時間の減少といった様々な課題が生じます。本市では、体力向上のために体育授業以外での運動時間の確保や生活習慣改善に向けて、各校で取り組みを行っており、また、家庭学習においては、学校と家庭の連携を図りながら、家庭での学習時間の確保に取組んでいます。

東山地区においては、昭和56年の学校統合以降スクールバス2台の運行で児童生徒の送迎を行い、山部地区では、平成20年度からは山部第一小学校の閉校に伴い南陽・北星地区にスクールバス1台を運行しており、各学校スクールバスの乗車時間を有効活用して、英語の音声教材を車内に流しています。

第3章 学校の小規模化が教育環境に及ぼす影響

児童生徒数が減少していくと、学校が小規模化していくため、教育環境に様々な影響が及ぶため、その主な影響について整理しました。

	メリット	デメリット
(1)教育効果	①一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい ②意見や感想を発表できる機会が多くなる ③異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる	①運動会・文化祭・演劇活動等の集団活動・行事の教育効果が下がる ②運動会等の学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい ③班活動やグループ分けに制約が生じる ④児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる ⑤評価等の面で、児童生徒個々の全体における傾向が把握しづらい
(2)児童の人間関係、学習環境	①様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる ②意見や感想を発表できる機会が多くなる ③地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい ④少人数のため実態を把握しやすく早急な対応ができる ⑤比較的少ない予算で全員分の教材、教具等の整備が可能である	①集団の中で、多様な考え方につれて触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい ②クラブ活動や部活動の種類が限定され、選択の幅が狭まりやすい ③上級生や下級生との縦の関係が薄くなる ④多様な人間関係ができづらく、そのことが児童生徒の成長に影響しやすい ⑤男女比の偏りが生じやすい
(3)学校経営	①児童生徒の家庭状況等が把握しやすいため、保護者と連携した効果的な生徒指導ができる	①経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる ②中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくく、免許外指導の教科が生まれる可能性がある ③クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる ⑤加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
(4)その他 ・通学 ・地域との連携	①地域の教育環境等が把握しやすいため、地域と連携した効果的な学校経営ができる	①統合すると校区が広がり、通学時間が長くなり、通学に交通機関を利用することとなる ②廃校となった地域のコミュニティ活動が低下する場合がある

第4章 教育環境の充実に向けて

次の2点について、富良野市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本理念として、適正配置計画の推進に取り組みます。

1. 教育環境の充実

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としており、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要となります。

このため、学校の適正配置と学校規模の適正化により、児童生徒の多様な人間関係の構築や集団教育の中での成長、教職員の指導体制の充実、児童生徒に対する多様な選択肢の提供など教育水準の維持向上を図ります。

◎学校の適正規模の確保を通じて学校運営の充実を図り、活力ある教育活動の展開を推進します。

2. 地域コミュニティの核

小中学校は、各地域のコミュニティの核としての性格を有することも多く、防災、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。

このため、学校規模の適正化や適正配置の検討にあたっては、児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の意見も聞きながら、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、『地域とともににある学校づくり』の視点を踏まえて取り組みます。

◎学校の適正配置の推進と併せて児童生徒の自主的な活動を支援し、安全・安心で潤いがあり、地域との連携や交流ができる学校施設づくりを進めます。

第5章 適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方

1. 富良野市における小中学校の適正規模

1) 小中学校の適正規模について基本的な考え方

(1) 望ましい学級数の考え方

文部科学省で示している、適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月策定）を踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

中学校についても、全学年でクラス替えや学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

(2) 1学級当たりの児童生徒数について

学級は、児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位であり、特に単学級の学年が生じているような場合については、学級規模（1学級の児童生徒数）を考慮することが極めて重要になってきます。本市の単学級では、学級の児童生徒数が10人にも満たない場合から40人の場合まで様々です。

一般に、学級規模が小さいとき、きめ細かな指導がしやすくなる、様々な活動のリーダーを務める機会が増える、発言の機会を多く確保できるようになるといったメリットがありますが、その一方で、学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合、次のような点が課題として現れてきます。

- ・運動会、文化祭、遠足、修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・クラス内で男女比の偏りが生じやすい
- ・体育科の球技や音楽科の合唱、合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ・班活動やグループ分けに制約が生じる
- ・協働的な学習取り上げる課題に制約が生じる
- ・教科等が得意な子どもの考え方に対するクラス全体が引っ張られがちとなる

- ・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ・教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

(3) 学校全体の児童生徒数

学校全体の児童生徒数は、平成29年5月1日現在、小学校では、児童数は10人から477人まで、中学校では、生徒数は7人から285人までとなっています。

教員の加配等により学校全体の学級数を一定程度確保している場合でも、学校全体の児童生徒数が極端に少なくなった場合、学級数が少ないことにより生じる課題のうち、以下の点については特に顕著な課題として残る可能性があります。

- ・クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ・運動会、文化祭、遠足、修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・学校全体として男女比の偏りが生じやすい
- ・上級生、下級生間のコミュニケーションが少なくなり、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる

2) 学校規模の標準を下回る場合の対応の目安

文部科学省から出された「公立小・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」において示された、「学校規模の標準を下回る場合の対応の目安」に本市の小中学校の現状を機械的に整理したものです。

なお、この目安は、通学等様々な事情から統合困難な地域であるか否かの判断は含んでいないものであります。

(1) 小学校

ア	【1～5学級：複式学級が存在する規模】 おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
イ	【6学級：クラス替えができない規模】 おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。
ウ	【7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模】 おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上

	で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。
エ	【9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】 おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

No.	学校名	学 級 数 (H29.5.1現在)							対応の目安
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
1	富良野小	3	2	2	3	3	2	15	
2	扇山小	2	1	1	1	1	2	8	ウ
3	東小	2	1	1	2	1	2	9	エ
4	麓郷小	1	1	1		1		4	ア
5	鳥沼小	1		1		1		3	ア
6	布部小	1		1		—	1	3	ア
7	布礼別小	1		1		1	—	3	ア
8	山部小	1	1	1		1		4	ア
9	樹海小	1		1		1		3	ア

(2) 中学校

ア	【1～2学級：複式学級が存在する規模】 おおむね、複式学級が存在する学校規模11。学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。
イ	【3学級：クラス替えができない規模】 おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。
ウ	【4～5学級：全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模】 おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置することができる学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

エ	【6～8学級：全学年でクラス替えができる、同学年に複数教員を配置できる規模】 おおむね、全学年でのクラス替えができる、同学年に複数の教員を配置することができる学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
オ	【9～11学級：全学年でクラス替えができる、同学年での複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模】 標準には満たないものの、おおむね、全学年でのクラス替えができる、同学年に複数の教員を配置したり、免許外指導を解消したりすることが可能な学校規模12。教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

No.	学校名	学級数 (H29.5.1現在)				対応の目安
		1年	2年	3年	計	
1	富良野東中	3	3	3	9	オ
2	富良野西中	3	2	3	8	エ
3	麓郷中	1		1	2	ア
4	布部中	1		1	2	ア
5	山部中	1	1	1	3	イ
6	樹海中	1	1	1	3	イ

2. 富良野市立小中学校の適正配置

1) 通学条件による適正配置

学校の配置にあたっては、児童生徒の通学条件を考慮する必要があります。学校統合を行うことは、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等にあたっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実情を踏まえた適切な通学条件や通学手段を確保しなければなりません。

適切な交通手段を確保し、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消したうえで、通学時間については、「おおむね1時間以内」を一応の目安（文部科学省の手引による）として、適正配置に向けて関係者による協議を行います。

2) 小中学校の適正配置の進め方

小中学校の適正配置【第2期】については、平成30年度から平成39年度において次のような指針により、保護者・地域及び関係者と協議を進めて行きます。

(1) 小中学校の適正配置の指針

通学条件による適正配置及び学校が地域コミュニティの核となり地域とともにある学校づくりの視点から、小中学校の配置の指針は次のとおりとします。なお、この配置の指針は固定的なものではなく、常に見直しを図りながら、保護者・地域との共通認識・理解のもと慎重に進めることとします。

地域	学校名	適正配置の指針
富良野市街地区と周辺	富良野小学校	・市街地3校は、現状での配置とするが、新たな住居区域の拡大により、学校間の児童数に差がみられるため、通学区域の見直しを検討する。
	扇山小学校	
	東小学校	
	富良野東中学校	・現状により運営する。
	富良野西中学校	
東部	鳥沼小学校	・学校区域内に児童養護施設があり、今後も単置校として運営する。 ・児童数の減に対応するため、ICTの効果的な活用による東小学校等との交流について検討する。
	布部小中学校	・大規模校に不適応の児童生徒を受け入れる特認校として指定し運営する。
	麓郷小学校	・保育所は既に東部地区で1箇所の運営であり、今後、布礼別小学校の児童数が減少するため、麓郷小学校と布礼別小学校の適正配置を検討する。 ・ICTの効果的な活用による扇山小学校等との交流について検討する。
山部	布礼別小学校	
	麓郷中学校	・麓郷中学校生徒の減少に対応するため、適正配置を検討する。
	山部小学校	・現状により運営する。 ・ICTの効果的な活用による樹海小学校等との交流を検討する
東山	山部中学校	
	樹海小学校	・樹海中学校生徒減少に対応する適正配置の検討に当たり、地理的条件により市街地校との統合は難しいことから、樹海小・樹海中の併置化を検討する。 ・保育所と小学校の連携強化に向け、東山へき地保育所の学校敷地内統合を検討する。 ・小中一貫教育の導入を検討する。
	樹海中学校	

(2) 通学支援

統廃合により通学距離及び通学時間に支障のある児童生徒に対し、スクールバス等による通学手段の確保や路線バス運賃に対する補助を行うなど、通学に対する支援を行います。